

中央建設業審議会ワーキンググループの設置趣旨等について

1. 設置趣旨

平成16年6月に、入札契約の現状について検証を行うとともに、入札契約制度のあり方について幅広く検討を行い、今後取り組むべき施策の内容を明らかにするため、中央建設業審議会の下に入札契約の適正化に関する検討委員会を設置し、同委員会において、約1年間の検討期間を経て入札制度改革の基本的考え方や改革の方向性を示した報告書を取りまとめたところであるが、具体化に際しては、実務の状況も踏まえながら、実務に精通した関係者を交え、報告書に示された課題を更に掘り下げて議論する必要があるとともに、この間に制定された公共工事品質確保法や独占禁止法の改正等も踏まえる必要があることから、新たに中央建設業審議会の下にワーキンググループを設置する。

2. ワーキンググループの位置付け

ワーキンググループは、中央建設業審議会総会の決定を受けて、その下に専門委員会として設置し、その検討結果は中央建設業審議会総会に報告する。

なお、必要に応じて検討経緯についても総会に報告するものとする。

3. 検討事項

以下の事項を中心に、審議し、成果をとりまとめる。

また、検討結果に基づき、入札契約適正化法に基づく適正化指針等について所要の見直しを行う。

- (1) 実効ある競争性の向上方策（例：多段階審査と交渉）
- (2) 資格審査・企業評価のあり方（例：入札ボンド）
- (3) 透明性・公平性の確保方策（例：第三者機関）
- (4) その他

